

令和7年度 社会保障関係予算のポイント

主計局主計官（厚生労働、こども家庭係、社会保障総括担当） 大来 志郎

主計局主計官（厚生労働係担当） 末光 大毅

1. 令和7年度社会保障関係費の全体像

令和7年度の社会保障関係費（政府案）は、前年度当初予算（377,193億円）から+5,585億円の382,778億円となった。経済・物価動向等に適切に配慮しつつ、骨太方針2024を踏まえ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとの方針に沿った姿を実現している（いわゆる自然増（経済・物価動向等への配慮を含む）は+6,500億円程度、制度改革・効率化等は▲1,300億円程度、消費税増収分を活用した社会保障の充実等は+300億円程度）。

その上で、高額療養費制度について、衆議院における予算修正により55億円増額、参議院における予算修正により105億円増額され、前年度当初予算額に対して5,745億円（1.5%）増の382,938億円となっている。

2. 令和7年度薬価改定

令和7年度薬価改定については、「令和7年度薬価改定について」（令和6年12月20日内閣官房長官、財務大臣、厚生労働大臣合意）に基づいて実施する。

改定の対象品目については、国民負担の軽減はもとより、創薬イノベーションの推進や医薬品の安定供給の確保の要請にきめ細かく対応する観点から、品目ごとの性格に応じて、対象範囲を設定することとする。具体的には、平均乖離率5.2%を基準として、新薬創出等加算対象品目、後発医薬品についてはその1.0倍、新薬創出等加算対象品目以外の新薬はその0.75倍、長期収載品はその0.5倍、その他医薬品はその1.0倍をそれぞれ超える医薬品を改定対象とする。

薬価改定基準の適用についても、創薬イノベーションの推進、医薬品の安定供給の確保、国民負担の軽減といった基本的な考え方を踏まえ、追加承認品目等に対する加算を臨時的に実施するほか、安定供給確保が特に求められる医薬品に対して、臨時に不採算品再算定を実施するとともに、最低薬価を引き上げる等の対応を行う。併せて、今回の改定に伴い新薬創出等加算の累積額については控除する。

この結果、令和7年度において、薬剤費2,466億円（国費648億円）の削減とする。

3. こども・子育て政策の抜本強化

「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）を踏まえ、令和6年通常国会において、改正子ども・子育て支援法など所要の法改正が成立。令和7年度予算においては、歳出改革や既定予算の最大限の活用により財源を確保しつつ、「加速化プラン」を本格的に実施し、予算規模3.6兆円（国・地方合計）のうち3.0兆円程度（8割強）を実現。

令和7年度から、こども家庭庁の下に、子ども・子育て支援特別会計を創設。既存の年金特別会計子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計雇用勘定（育児休業給付）を統合し、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進める。

（1）「加速化プラン」の本格実施

ア 児童手当の抜本的拡充の満年度化

1兆708億円（拡充分）（総額：2兆1,666億円）★

（一部、事業主拠出金）

【子ども・子育て支援特別会計】

(注) 公務員分除く

- (1) 所得制限の撤廃、(2) 高校生年代までの支給期間の延長、(3) 多子加算について第3子以降3万円、とする抜本的拡充を行い、令和6年10月分から着実に実施。

イ 妊娠・出産時からの支援強化

- 妊婦のための支援給付の創設

816億円（6年度：547億円（補助金））★

【子ども・子育て支援特別会計】

- 妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と一体的に行う、妊娠届出・出産届出を行った妊婦等に対する経済的支援（計10万円相当）について、従来の補助金から、改正子ども・子育て支援法に基づく給付とすることで安定的・継続的に実施。

※ 希望者は、支給された給付金を市町村が実施するクーポン等の支給方法で受け取ることが可能。

ウ 幼児教育・保育の質の向上等【子ども・子育て支援特別会計】

- 1歳児の保育士等の配置改善

109億円

- 半世紀以上にわたり一度も措置されてこなかった1歳児に係る保育士等の職員配置について、6対1から5対1へ改善する取組を新たに開始。
- 令和7年度においては、職場環境改善を進めている施設（処遇改善等加算を全て取得し、業務においてICTの活用を進め、施設の職員の平均経験年数が10年以上）において、配置改善した場合の加算措置を設ける。

- 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

1,607億円

（一部、事業主拠出金）

- 民間給与動向等を踏まえた更なる保育士等の処遇改善として、令和6年人事院勧告を踏まえた引き上げを行う（人件費の改定率は+10.7%）。

- 引き続き、安定的かつ持続可能な改善が図られるよう、保育士等の賃金の状況や民間給与動向等を踏まえ、対応を検討する。

※ 令和6年度予算における改定率は+5.2%
(所要額：764億円)

- こども誰でも通園制度

126億円

- 改正子ども・子育て支援法に基づく制度として、「こども誰でも通園制度」を創設。月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな事業として、希望する自治体において実施。

エ 多様な支援ニーズへの対応

580億円（6年度からの増加分）

子どもの貧困、児童虐待防止、障害児・医療的ケア児支援など多様な支援ニーズを有するこども・子育て世帯への支援について、支援基盤や自立支援の拡充に重点を置いて対応を強化するとともに、今後のニーズの増大にも対応し、必要な支援を確実に提供。

（主な施策）

- 児童扶養手当の拡充の満年度化

103億円（拡充分）（6年度：35億円）

- 所得制限の見直しと多子加算の見直しからなる児童扶養手当の拡充を令和6年11月分から着実に実施。

※ 給付額について、物価上昇に応じて適切に引き上げる。

※ 児童扶養手当の受給に連動した支援策（給付金や貸付など）について、所得が上がって手当の受給対象から外れた場合でも、1年間をめどに利用可能にする。

- こどもの学習支援の強化

4億円（新規）

- 経済的な状況にかかわらず、進学に向けたチャレンジを後押しするため、学習サポートを通じて、こどもの大学受験料等を補助する取組を着実に実施。

- 地域こどもの生活支援強化事業の創設

14億円（新規）

- こども食堂や体験提供を通じ、生活困窮・孤

立など多様な困難を抱える家庭のこどもを早期に発見し、適切な支援機関につなげる仕組みを創設。

- 医療的ケア児等の預かり環境の整備
7億円（新規）
 - － 医療的ケア児や重度心身障害児を一時的に預かる環境を整備。

才 共働き・共育ての推進

- 育児休業給付の増
8,857億円（6年度：8,555億円）

【子ども・子育て支援特別会計】

- － 男性育休の取得促進等に伴う育児休業給付の支給額の増加。

- 出生後休業支援給付金の創設
243億円★

【子ども・子育て支援特別会計】

- － 子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに育児休業を取得した場合に、現行の育児休業給付に加え、新たな給付を行い、手取り10割相当の給付を実施。

※ 子の出生後8週間以内（産後休業をした場合は16週間以内）に14日以上の育児休業をした場合、最大28日まで手取り10割相当額を支給（配偶者も同様）。

- 育児時短就業給付金の創設
549億円★

【子ども・子育て支援特別会計】

- － 時短勤務中に賃金が低下した場合に新たに給付を行うことで、柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくする。

※ 時短就業中の各月に支払われた賃金額の10%相当額を支給。

- 育児休業を支える体制整備を行う中小企業への支援
347億円（6年度：175億円）

【労働保険特別会計】

- － 業務を代替する周囲の社員への応援手当の支給に関する助成を着実に実施（育児休業中の手当支給：最大140万円）。

※ 両立支援等助成金（育休関連のコース）

（2）こども家庭庁予算

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	R6→R7の増額
一般会計	39,691	41,457	42,367	+ 910
子ども・子育て支援特別会計 子ども・子育て支援勘定 ^{※1}	8,413	11,375	20,216	+ 8,841
小計	48,104	52,832	62,583	+ 9,751
子ども・子育て支援特別会計 育児休業等給付勘定 ^{※2}	(7,625)	(9,375)	10,687	+ 1,312
合計	55,729	62,207	73,270	+ 11,063

※1 総計ベース（歳出合計額から一般会計からの繰入額を差し引いた額）

※2 令和5年度の計数は、厚生労働省所管の労働保険特別会計雇用勘定における育児休業給付費の歳出額。令和6年度の計数は、令和7年度との比較のために組替えられた後の歳出額。

- － 令和7年度のこども家庭庁予算は、一般会計と子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定の合計で6兆2,583億円と、令和6年度当初予算から9,751億円の増加。さらに、育児休業等給付勘定を加えると7兆3,270億円。
- － 令和4年度のこども家庭庁予算（4兆6,863億円）から1兆9,106億円の増加※（約4割増）。
- ※ 一般会計と子ども・子育て支援特別会計子ども・子育て支援勘定の合計の増加分（1兆5,719億円）+育児休業等給付の増加分（3,387億円）
- ※ 「加速化プラン」を実施することにより、国こども家庭庁予算（2022年度4.7兆円）は約5割増加すると見込まれる（「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定））。
- － 支援納付金充当相当分（上記★の事業の合計は1兆1,671億円）について、支援納付金が満年度化するまでの間の財源不足には、必要に応じて、「子ども・子育て支援特例公債」を発行。令和7年度予算の発行額は1兆1,397億円（令和6年度予算の発行額は2,219億円）。

4. 生活扶助基準の見直し等

- 生活保護費等負担金

28,235億円（6年度：28,336億円）

- － 生活扶助基準における令和5、6年度に実施した臨時・特例の措置について、措置後、一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案

して、見直しを行う。

- ・ 令和7、8年度は、(1) 令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に世帯人員一人当たり月額1,500円を加算するとともに、(2) 加算を行っても従前の基準額から減額となる世帯について、従前の基準額を保障（令和7年10月～実施。財政影響は7年度20億円程度、8年度50億円程度）。
- ・ 令和9年度以降、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度予算の編成過程において、改めて検討。
- ※ その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な5年に一度の基準部会での定期検証について、1年前倒しで実施を図り、その検証結果を適切に反映する。
- － 生活保護制度については、その実態を反映したデータに基づき分析・検討を行うことにより、適切な見直し・適正化に取り組む。

5. 全世代型社会保障の実現等

令和5年12月以降に閣議決定された、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」や「経済・財政新生計画 改革実行プログラム2024」等に沿って、以下の項目を中心に全世代型社会保障の実現等に向けて進めていく。

（1）医療制度改革

- 選定療養の仕組みを用いた、長期収載品における保険給付の在り方の見直しについては、患者の動向、後発医薬品への置換え状況、医療現場への影響も含め、その実態を把握した上で、更なる活用に向けて引き続き検討する。
- 薬剤自己負担の見直し項目である「薬剤定額一部負担」「薬剤の種類に応じた自己負担の設定」「市販品類似の医薬品の保険給付の在り方の見直し」について、引き続き検討を行う。

（2）介護制度改革

- 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改

革工程）に基づき、給付と負担の在り方の不断の見直しの観点から、利用者負担が2割となる「一定以上所得」の判断基準の見直しや、ケアマネジメントに関する給付の在り方や軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方等について、第10期介護保険事業計画期間の開始までの間に（令和8年度予算編成過程等において）検討を行い、結論を得る。

- 介護老人保健施設及び介護医療院の多床室の室料負担の見直しについては、引き続き、在宅との負担の公平性、各施設の機能や利用実態等を踏まえ、更なる見直しを含め必要な検討を行う。
- 介護施設の人員配置基準の見直しについては、令和6年度介護報酬改定に関する審議報告（社会保障審議会介護給付費分科会）を踏まえ、特別養護老人ホーム等について、今後の実証事業によって、令和6年度介護報酬改定で措置された介護付き有料老人ホームと同様に、介護ロボット・ICT機器の活用等による人員配置基準の特例的な柔軟化が可能である旨のエビデンスが確認された場合は、期中でも、人員配置基準の特例的な柔軟化を行う方向で、見直しの検討を行う。

（3）医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化

- 医療法人の経営情報に関するデータベースにおいて、法人による報告が任意となっている職種別の給与及びその人数について、報告状況や報告内容を精査し、義務化を含めた提出方法の在り方や内容について検討し、必要な対応を実施する。また、経営情報の更なる見える化等を進め、より効率的な医療提供体制の構築に活用するため、医療法人以外の設置主体による経営情報との連携、データの分析・公表の在り方等について、必要な対応について検討を行う。
- 介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースについて、引き続き、職種別の給与総額等について継続的に把握できるような対応について検討を行う。
- 障害福祉サービス等事業者の経営情報に関するデータベースについても、速やかに検討を進め、

必要な措置を講じる。

科技工士の業務に係る評価を見直す。

6. その他各歳出分野における取組

各歳出分野において、メリハリ付けを行いつつ、必要な予算を措置。

(1) 医療

ア ドクターヘリ導入促進、ドクターカーの活用促進

100億円（6年度：95億円）

- － ドクターヘリの運行に必要な経費を確保するとともに、ドクターカーの活用促進に向けた検討を行う。

イ 薬局機能高度化推進事業

3.6億円（6年度：46百万円）

- － かかりつけ薬局等の一層の活用を図るとともに、地域における医薬品提供体制を強化する観点から、薬局間連携等を推進するための取組を実施する。

ウ 費用対効果評価の更なる活用に向けた取組

11.5億円（6年度：9.7億円）

- － 諸外国での費用対効果評価による医療費削減効果や医療の質向上に関する調査等を行う。また、費用対効果評価の結果を臨床現場で活用するため、疾患別の診療ガイドラインへの掲載を含め、臨床現場への普及啓発の方法に関する調査・研究を行う。

エ 入院時の食費基準額の見直し

23.8億円（新規）

- － 医療機関を取り巻く状況変化を踏まえ、低所得者に対しては一定の配慮を行いつつ、入院時の食費基準額の引き上げを実施する。

オ 歯科衛生士や歯科技工士の業務の評価に関する見直し

1.8億円（新規）

- － 歯科医療におけるタスクシフトを進め、その効率的提供を推進する観点から、歯科衛生士及び歯

力 服薬指導の評価に関する見直し

2.0億円（新規）

- － 医薬品の供給不安下での保険薬局の各種業務負担に鑑み、服薬指導に係る評価の見直しを行う。

(2) 介護

ア 地域支援事業の推進等

1,800億円（6年度：1,804億円）

- － 地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取組、配食・見守り等の生活支援体制の整備、認知症の人への支援の仕組みづくり、在宅医療と介護の連携等を一体的に推進。

※ 引き続き、高齢者の地域における自立した日常生活の支援や社会参加を促進する観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図るために見直しを検討。

イ 地域医療介護総合確保基金（介護分）

524億円（公費）（6年度：524億円（公費））

- － 介護施設の整備や介護人材の確保等に向けて必要な事業を支援。
- ※ 地域の実情に応じた介護従事者の確保対策等のため、基金のメニュー事業を追加・拡充（訪問介護等サービス提供体制確保支援事業の追加等）。
- ※ 本基金のほか、「介護事業所における生産性向上推進事業」（1.3億円）等により、テクノロジーの導入や生産性の向上を推進。
- ※ 令和6年度補正予算において、別途、介護分野へのICT・ロボットの導入等による生産性向上や経営の協働化等を通じた職場環境の改善を支援するため、200億円を措置。

ウ インセンティブ交付金（保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金）

301億円（6年度：300億円）

- － 保険者機能の強化に向け、市町村や都道府県による取組の客観的な評価結果に応じて交付金を交

付し、予防・健康づくり等を充実させる財政的インセンティブを与えることにより、保険者等による高齢者の自立支援・重度化防止等を推進。

※ 保険者機能強化に向けた実効性の高い仕組みとする観点から、アウトカム指標への配分の拡充、成果指向型の介護予防・健康づくりの取組を行う保険者に対する新たな支援の枠組みを構築するなど、見直しを実施。

工 認知症関連施策の推進

135億円（6年度：134億円）

〈一部科学技術振興費における対応〉

– 令和6年1月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」および令和6年12月に閣議決定した「認知症施策推進基本計画」に基づき、認知症施策を総合的かつ計画的に推進。

※ 一部アと重複。
– 来年度は、以下の取組等を拡充。

- ・ 専任の認知症地域支援推進員を設置する際の経費を補助
- ・ ピアソーターの人材育成等の取組をモデル的に実施する事業の創設
- ・ 認知症介護の専門技術に関する研究や認知症ケアに関わる人材の養成等の推進

（3）年金

○ 年金国庫負担

132,590億円（6年度：129,898億円）

– 基礎年金国庫負担（2分の1）等について措置。
– 足もとの物価等の状況を勘案し、令和7年度の年金額改定率を1.9%と見込んで計上。

（4）障害者支援等

ア 自立支援給付（障害福祉サービス等）

16,370億円（6年度：15,493億円）

– 障害者が身近な地域等で暮らすために必要な障害福祉サービスに必要な経費を計上。

（参考）補装具費を含めた自立支援給付は16,531億円（6年度：15,651億円）

イ 障害福祉サービス事業所等の整備等

50億円（6年度：45億円）

– 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するため、地域移行の受け皿としてグループホーム等の整備を促進。

（5）労働市場改革の推進と多様な人材の活躍促進等

ア 賃金の引上げ、非正規雇用労働者への支援等（一般会計・労働保険特別会計）

〈一部中小企業対策費における対応〉

328億円（6年度：333億円）

– 賃上げを起点とした所得と生産性の向上を図るため、最低賃金や賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上の取組への支援や、非正規雇用労働者への支援等を実施。

※ 業務改善助成金：15億円

（6年度補正：297億円） 等

イ リ・スキング、労働移動の円滑化等（一般会計・労働保険特別会計）

1,593億円（6年度：1,633億円）

– 持続的・構造的な賃上げを実現するため、三位一体の労働市場改革を進める。全世代を対象としたり・スキングによる能力向上支援、個々の企業の実態に応じたジョブ型人事（職務給）の導入、成長分野における労働移動の円滑化を促進。

※ 人材開発支援助成金：545億円 等

ウ 人材確保の支援の推進（一般会計・労働保険特別会計）

416億円（6年度：424億円）

– 人手不足分野等における人材確保を推進するとともに、高齢者の社会参加、外国人材の就職支援等による人手不足解消に向けた取組を推進。

※ 人材確保等支援助成金：21億円 等

エ 多様な人材の活躍促進等（一般会計・労働保険特別会計）

1,977億円（6年度：2,044億円）

– 障害者や高齢者等、多様な人材が能力を発揮し

つつ、安心して働き続けられる環境の整備を進める。様々なライフステージに応じた働き方を選択し、意欲に応じて活躍できる社会の実現に向けた取組を実施。

- ※ キャリアアップ助成金：1,025億円 等
- ※ 国会における予算修正を経て、キャリアアップ助成金は社会保険に係る年収の壁による働き控えの解消に向けた措置のため予算政府案から約63億円増加。

(6) その他

ア 生活困窮者の自立支援

760億円（6年度：657億円）

〈一部デジタル庁計上分を含む〉

〈一部重層的支援体制整備事業と重複〉

- － 生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に対する包括的な相談支援や就労支援等を実施。
- － 改正生活困窮者自立支援法が令和7年4月から施行されることに伴い、住居確保給付金における転居費用の支援や住まい相談機能の充実など住まいに係る支援を実施。

イ 重層的支援体制整備事業の実施

728億円（6年度：555億円）

- － 市町村による属性を問わない相談支援、多様な参加支援の推進、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の実施を促進するほか、都道府県による市町村への後方支援、国による人材養成研修等を実施。
- － 多機関協働事業等における補助体系を見直し、支援実績に応じた自治体への適切な支援を行うとともに、住まい支援に係る支援の質の向上を推進。

ウ 自殺総合対策の推進

40億円（6年度：39億円）

〈一部その他の事項経費における対応〉

- － 地域の実情に応じ地方公共団体や民間団体が実施するSNS等の相談対応や「こども・若者の自殺危機対応チーム」の活動を支援するとともに、指定調査研究等法人において子どもの自殺に関する情報収集・調査分析等の体制を整備。

エ 戦後80年関連事業

18億円（6年度：13億円）

- － 戦争の記憶を次の世代に共有・継承し、現在そして未来に生かすための施策を推進するとともに、洋上慰靈などの特別な慰靈事業を実施。加えて、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給を継続するための費用を計上。

（参考）戦没者等の遺族に対する特別弔慰金

戦後80年を迎えることを踏まえ、国として弔慰の意を表すため、戦没者等の遺族に対して特別弔慰金を交付国債により支給（年5.5万円。償還は令和8年度以降）。

オ 次なる感染症危機に備えた体制強化

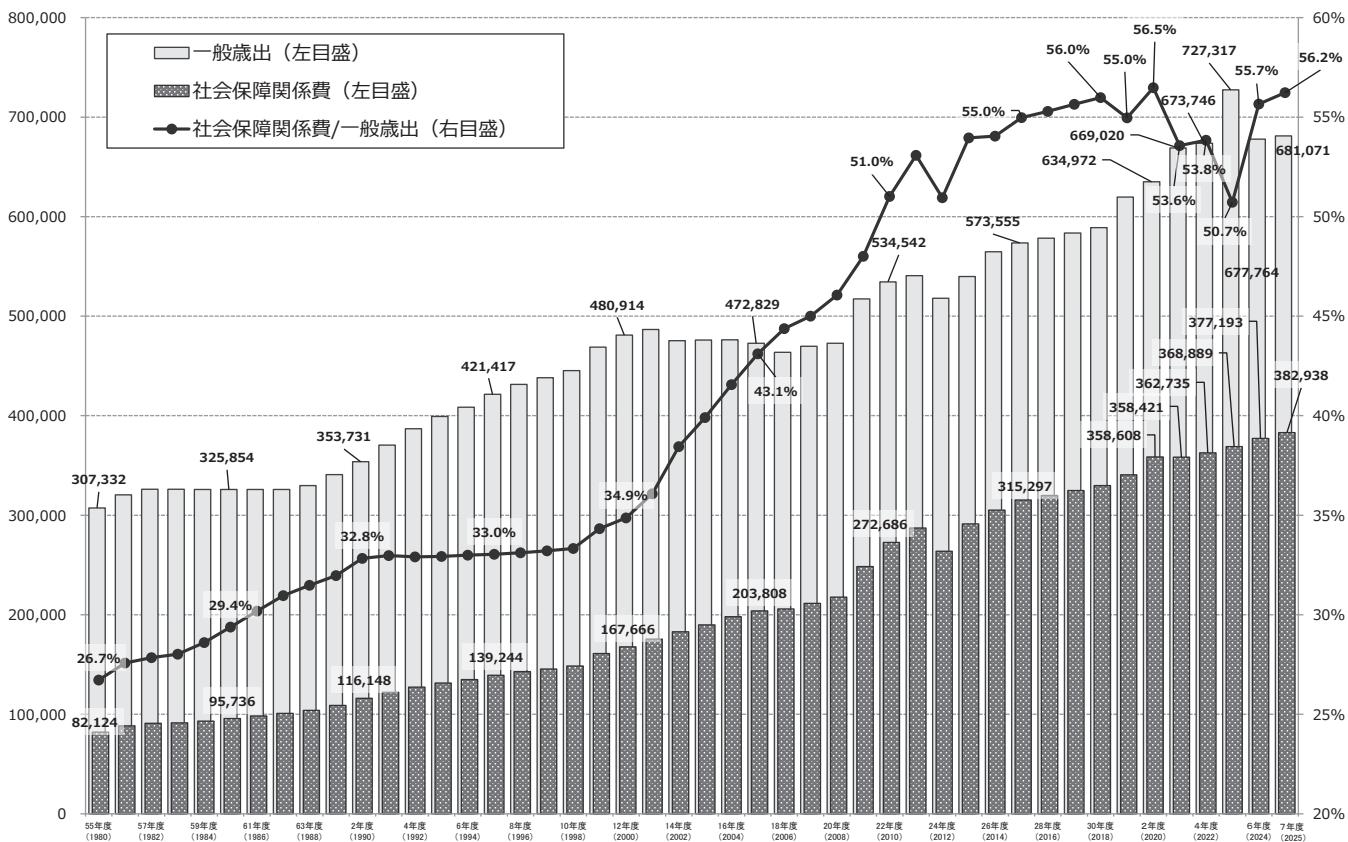
174億円（6年度：－）

〈科学技術振興費における対応〉

- － 次の感染症危機への備えをより万全にするため、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う「国立健康危機管理研究機構」を設立（令和7年4月）し、同機構の情報収集・分析・リスク評価機能、研究・開発機能の強化を図る。

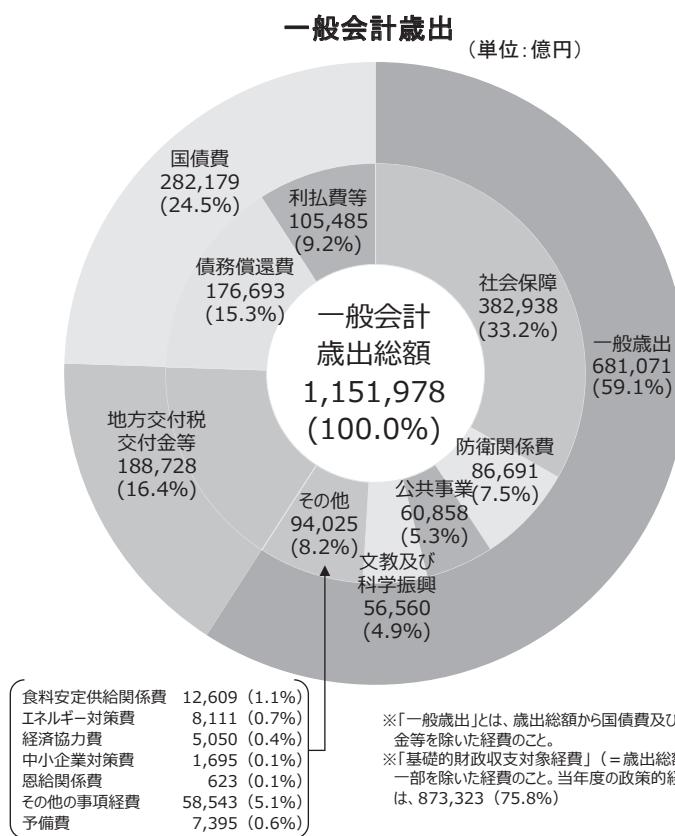
一般歳出及び社会保障関係費の推移

(単位:億円)



(注1)計数は、当初予算ベースであり、それぞれ四捨五入している。
 (注2)令和元年度、2年度の計数は、臨時・特別の措置を含んでいる。

2025年度予算について

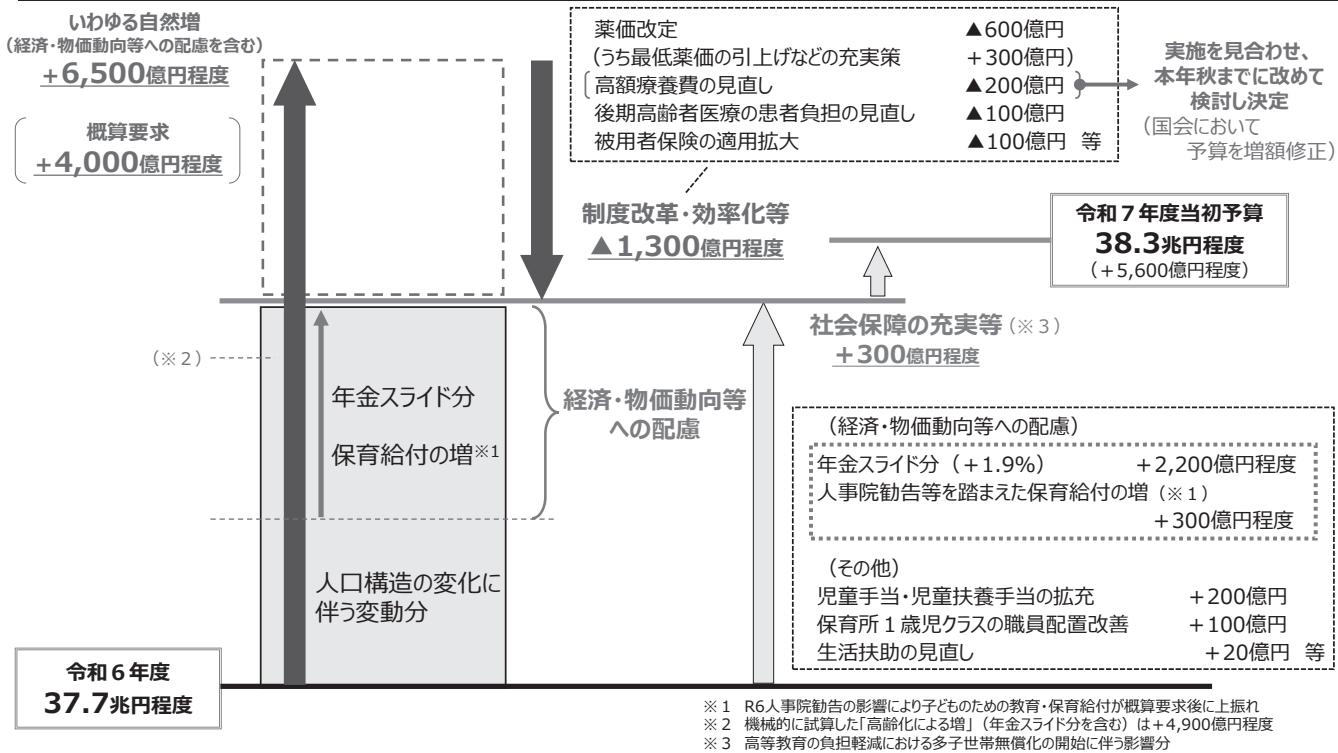


(注) 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

区分	2025年度
1. 年金	136,916
(1) 厚生年金	109,502
(2) 国民年金	22,232
(3) その他	5,183
2. 医療	124,838
(1) 国民健康保険	30,321
(2) 全国健康保険協会管掌健康保険	12,102
(3) 後期高齢者医療給付費負担金等	60,357
(4) 医療扶助費等負担金	13,976
(5) その他	8,084
3. 介護	37,374
(1) 給付費負担金等	31,666
(2) 2号保険料国庫負担	2,398
(3) その他	3,311
4. 福祉・その他	83,809
(1) 生活扶助費等負担金	13,398
(2) 児童手当・児童扶養手当	12,103
(3) 障害福祉サービス	23,495
(4) 子どものための教育・保育給付等	14,847
(5) 高等教育の無償化	6,532
(6) 雇用保険	1,560
(7) その他	11,876
(生活保護費再掲)	28,235
合 計	382,938

令和7年度社会保障関係費の全体像（政府原案）

- 令和7年度の社会保障関係費は、前年度（37.7兆円）から+5,600億円程度の38.3兆円程度。骨太方針2024を踏まえ、これまでの歳出改革努力を継続。経済・物価動向等に適切に配慮しつつ、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめるとの方針に沿った姿を実現。



令和7年度薬価改定

- R7薬価改定は、その在り方を見直した上で着実に実施し、国民負担を軽減（▲2,466億円、国費▲648億円）。創薬イノベーションを評価する観点から、革新的新薬は改定対象品目を限定するとともに、各種加算ルールを適用。メリハリ付けの観点から、特許切れ後の医薬品について、適正に価格を引き下げ。安定供給確保にも対応。

1. 2025年度薬価改定の実施

調査年	2019	2020	2021	2022	2023	2024
平均的な薬価差	8.0%	8.0%	7.6%	7.0%	6.0%	5.2%

(参考) 全体の負担軽減額

2023年度薬価改定
▲3,100億円 (国費: ▲800億円)2024年度薬価改定
▲4,800億円 (国費: ▲1,300億円)

2025年度薬価改定

▲2,466億円 (国費: ▲648億円)

※令和7年度予算ベース

※薬価改定 1%あたりの一人当たり保険料額への影響 (年額)

協会けんぽ: 約2,300円、健保組合: 約2,900円、市町村国保: 約1,000円、国保組合: 約1,700円、後期高齢者: 約800円

2. 改定の概要

①奇数年改定における対象品目の範囲

- 過去の奇数年度改定では、医薬品の性質を問わず同一の基準（平均乖離率の0.625倍以上）で対象品目の範囲を定めてきたが、R7改定では、例えば、新薬創出等加算対象品目は1.0倍以上、長期収載品は0.5倍以上を対象とするなどメリハリ付け。

②イノベーションの評価

- 創薬イノベーションの推進の観点から、改定時加算を奇数年度改定で初めて適用し、特許期間中の薬価を維持する枠組みを一層強化。
- ※ 創薬力強化に向けて、経済対策・令和6年度補正予算において1,000億円規模の対策を実施。

③安定供給確保に向けた配慮

- 安定供給確保が特に求められる医薬品については、臨時に不採算品再算定を実施するとともに、デフレ突入以降初めて最低薬価を引き上げ。

④特許切れ後の価格引下げルールの適用

- 適正化の観点から、従来は偶数年度改定の際にしか適用されてこなかった特許切れ後の薬の価格を適時に引き下げるルール（新薬創出等加算の累積額控除）を適用。

こども・子育て政策の強化

- 「こども未来戦略」において、令和10年度までの「**3.6兆円**（国・地方合計）」の**施策充実と安定財源確保の枠組み**を決定。
 - ✓ 令和7年度は「3.6兆円」のうち**8割強を実現**。
 - ✓ **歳出改革や既定予算の最大限の活用**により財源を確保。（令和7年度の不足分（1.1兆円程度）は、特別会計で**子ども・子育て支援特例公債を発行**。）
- **国のことども・子育て関係予算**（一般会計と特別会計の合計）も**着実に増加**。
 - ✓ **こども家庭庁予算** 令和4年度：4.7兆円→令和5年度：4.8兆円→令和6年度：5.3兆円→**令和7年度：6.3兆円**
 - ✓ 育休等給付の増加分を合わせ、令和4年度→令和7年度で**+1.9兆円（約4割増）**。
※令和7年度こども家庭庁予算：6兆2,583億円（+9,751億円、うち一般会計分+910億円）
育休分を加えると7兆3,270億円

児童手当の拡充		
✓ 所得制限を撤廃		2兆1,666億円 (うち拡充分+1兆708億円)
✓ 高校生年代まで延長		12月に拡充後の最初の給付 (以降、偶数月に2ヶ月分を支給)
✓ 第3子以降は3万円		
支給金額	0～3歳	3歳～高校生年代
第1子・第2子	月額 1万5千円	月額 1万円
第3子以降	月額 3万円	

* 多子加算のカウント方法を見直し

高等教育（大学等）	
✓ 高等教育の負担軽減の抜本強化	6,532億円 (+1,094億円)
・多子世帯の学生等については授業料・入学金を無償化 (多子世帯：扶養されるこどもが3人以上、支援上限：現行制度と同様)	
切れ目なくすべての子育て世帯を支援	
✓ 保育所：量の拡大から質の向上へ	2,903億円* (+1,716億円)
・1歳児の保育士等の配置改善：6対1→5対1 ・令和6年人事院勧告を踏まえた保育士等の処遇改善	
✓ 多様な支援ニーズへの対応	1,484億円* (+580億円)
・虐待・貧困等に苦しむ学生等に対するアウトリーチ支援の実施 ・医療的ケア児や重度心身障害児を一時的に預かる環境を整備 〔一部、厚生労働省予算〕 *令和4年度 →令和7年度の増額分	
育休を取りやすい職場に	
✓ 一定期間の手取り10割の実現	243億円
・子の出生直後の一定期間内に両親ともに育児休業を取得した場合に、育児休業給付と合わせて手取り10割相当額を給付	
✓ 時短勤務時の給付の創設	549億円
・こどもが2歳未満の期間に時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の10%を給付	

令和7年度生活扶助基準の見直しの内容

厚生労働省作成資料

I 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和7～8年度の2年間）

- 生活扶助基準については、一般低所得世帯の消費実態や社会経済情勢等を総合的に勘案して、必要に応じ改定を行っており、今回の見直しの対象期間においても、この考え方を基本とする。
- 前回の令和5～6年度の臨時の・特例的な対応の措置時（令和4年末）から一定期間が経過し、その間も物価・賃金などが上昇基調にあることを背景として消費が緩やかに増加していることも考慮し、社会経済情勢等を総合的に勘案して、当面2年間（令和7～8年度）の臨時の・特例的な措置を実施。
 - ① 令和4年の生活保護基準部会の検証結果に基づく令和元年当時の消費実態の水準に一人当たり月額1,500円を特例的に加算

※ ただし、入院患者・介護施設入所者については、食費・光熱費等が現物給付されている状況等を踏まえ、現行の一人当たり月額1,000円の加算額を維持
 - ② ①の措置をしても従前の基準額から減額となる世帯については、従前の基準額を保障

II 令和9年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和9年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めつつ、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図る観点から必要な対応を行うため、令和9年度予算の編成過程において改めて検討。

その際、年齢階級・世帯人員・級地別の分析が可能な5年に一度の生活保護基準部会での定期検証について、1年前倒しでの実施を図り、その検証結果を適切に反映することとする。

施行時期：令和7年10月～

財政影響額：+50億円程度（令和7年度は+20億円程度）

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）

内閣官房全世代型社会保障構築本部事務局作成資料

- ◆ 能力に応じて全世代が支えあう「全世代型社会保障」の構築に向け、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるため、「時間軸」に沿って、今後取り組むべき課題をより具体化・深化させた「改革工程」を取りまとめ。
- ◆ 3つの「時間軸」で実施（①来年度（2024年度）に実施する取組、②加速化プランの実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組、③2040年頃を見据えた、中長期的な課題に対して必要となる取組）
- ◆ 上記②の取組は、2028年度までの各年度の予算編成過程において、実施すべき施策を検討・決定

主な改革項目と工程

※ 2040年頃を見据えた中長期的取組については、省略。

	2024年度に実施する取組	2028年度までに検討する取組
働き方に中立的な社会保障制度等の構築	(労働市場や雇用の在り方の見直し) ・「同一労働同一賃金ガイドライン」等の必要な見直しの検討 ・「多様な正社員」の拡充に向けた取組 等	(勤労者皆保険の実現に向けた取組) ・短時間労働者への被用者保険の適用に関する企業規模要件の撤廃等 ・フリーランス等の社会保険の適用の在り方の整理 ・年収の壁に対する取組 等
医療・介護制度等の改革	・前期財政調整における報酬調整の導入 ・後期高齢者負担率の見直し ※上記2項目は法改正実施済み ・介護保険制度改革 (第1号保険料負担の在り方) ・介護の生産性・質の向上 (ロボット・ICT活用、経営の協働化・大規模化、人員配置基準の柔軟化等) ・イノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置を推進するための長期収載品の保険給付の在り方の見直し ・診療報酬改定、介護報酬改定、障害福祉サービス等報酬改定の実施 ・入院時の食費の基準の見直し等 ・生活保護制度の医療扶助の適正化	(生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上) ・医療DXによる効率化・質の向上 ・生成AI等を用いた医療データの利活用の促進 ・医療機関、介護施設等の経営情報の更なる見える化 ・医療提供体制改革の推進(地域医療構想、かかりつけ医機能が発揮される制度整備) ・介護の生産性・質の向上 ・イノベーションの推進、安定供給の確保と薬剤保険給付の在り方の見直し ・国保の普通調整交付金の医療費勘案等 ・国保の都道府県保険料率水準統一の更なる推進 ・介護保険制度改革(ケアマネジメントに関する給付の在り方、軽度者への生活援助サービス等に関する給付の在り方) ・サービス付き高齢者向け住宅等における介護サービス提供の適正化 ・福祉用具貸与のサービスの向上 ・障害福祉サービスの地域差の是正 ・生活保護の医療扶助の適正化等 (能力に応じた全世代の支え合い) ・介護保険制度改革(利用者負担(2割負担)の範囲、多床室の室料負担) ・医療・介護保険における金融所得の勘案や金融資産等の取扱い ・医療・介護の3割負担(「現役並み所得」)の適切な判断基準設定等 ・障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現 (高齢者の活動促進や健康寿命の延伸等) ・高齢者の活動促進 ・疾病予防等の取組の推進や健康づくり等 ・経済情勢に対応した患者負担等の見直し(高額療養費自己負担限度額の見直し/入院時の食費の基準の見直し) 等
「地域共生社会」の実現	・重層的支援体制整備事業の更なる促進 ・社会保障教育の一層の推進 ・住まい支援強化に向けた制度改革 等	・孤独・孤立対策の推進 ・身寄りのない高齢者等への支援 等

【参考】令和7年度予算案における「賃上げ」支援助成金パッケージ

厚生労働省作成資料

生産性向上（設備・人への投資等）や、正規・非正規の格差是正、より高い待遇への労働移動等を通じ、
労働市場全体の「賃上げ」を支援。（※下線部=R7予算案における拡充部分）

生産性向上（設備・人への投資等）への支援

業務改善助成金 【15億円】

拡充

※令和6年度補正予算額297億円

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成
➢ 地域間格差に配慮した助成率区分等の再編、支援時期等の見直し重点化

働き方改革推進支援助成金 【92億円】

拡充

労働時間削減等に向けた環境整備のために外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、改善の成果を上げた場合に助成
➢ 対象労働者の現行の賃金額を3%、5%増加させた場合の加算に加え、7%の場合の助成強化、恒常的な長時間労働が認められる企業における設備投資について、一部助成対象の要件を緩和

人材開発支援助成金 【542億円】

拡充

職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等助成
➢ 訓練終了後に賃上げ等した場合の賃金助成額の引き上げ（賃金上昇率を踏まえた賃金助成額のベースアップの一環として実施）

人材確保等支援助成金（雇用管理制度・雇用環境整備助成コース）

拡充

【制度要求】

雇用管理改善につながる制度等（賃金規定・人事評価制度や職場内の雇用環境の整備等）を導入し、離職率低下を実現した事業主に対して助成
➢ 雇用管理制度助成コースを令和7年度から再開する際、人事評価改善等助成コース（※）を統合の上、作業負担を軽減する機器導入への支援や対象労働者の賃金を5%以上増加させた場合の加算を導入

(※)人事評価制度を整備、年功のみによらない賃金制度を設ける事業主への助成

正規・非正規の格差是正への支援

キャリアアップ助成金（正社員化コース・賃金規定等改定コース）【633億円】

拡充

①非正規雇用労働者を正社員転換し、従前よりも賃金を3%以上増加させた場合（正社員化コース）、②非正規雇用労働者の基本給を定める賃金規定を3%以上増額改定し、その規定を適用した場合（賃金規定等改定コース）に助成

➢ 賃金規定等改定コースにつき、賃上げ率の新たな区分を設定（2区分→4区分、賃上げ率6%以上の場合はさらに引き上げ）、昇給制度を新たに設けた場合の加算措置の創設

より高い待遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース、中途採用拡大コース）【35億円】

拡充

- ◆ 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を、離職後3か月以内に、期間の定めのない労働者として雇い入れたうえで、雇入れ前の賃金と比して5%以上増加させた事業主に対して助成
- ◆ 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、①中途採用率を一定以上向上させた場合、②中途採用率を一定以上向上し、そのうち45歳以上の者で一定以上拡大させ、かつ、当該45歳以上の者全員の雇入れ時の賃金を雇い入れ前と比して5%以上増加させた場合のいずれかを満たした場合に助成

特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）【137億円】

- ◆ 就労経験のない職業に就くことを希望する就職が困難な者を雇い入れ、人材育成計画を策定した上で、賃金を雇入れ日から3年以内に5%以上増加させた事業主に対して助成

産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）【5億円】

拡充

- ◆ 労働者のスキルアップを在籍型出向により行うとともに、当該出向から復帰した際又は出向開始1年後等の賃金を出向前に比して5%以上増加させた事業主（出向元）に対し、出向中の賃金の一部を助成